

区域外就学の申請許可に関する基準一覧表

羽島郡二町教育委員会

申請許可基準

	許 可 基 準	
	小学校	中学校
家庭の事情への 配慮から必要な 場合	1	在学中の兄姉に指定校変更を認めており、保護者、児童生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合。
	2	住居の新改築又は転居予定のために短期間（3ヶ月以内）学区外から通学する場合。
特別に教育的配 慮が必要な場合	3	いじめ、不登校等により、在籍校への通学が困難であると認められる場合。
	4	進路を控えた中学校3学年の3学期に転校しなければならなくなった場合など、教育的配慮が必要と認められる場合。
	5	たびたび転校する状況にあり、再度の転校が当該児童生徒の負担になると認められる場合。
	6	その他、特別な事情から教育委員会が必要と認める場合。

申請必要書類

それぞれの状況に応じて必要な書類を添付する。

< 規定用紙がある書類 >

区域外就学願
勤務（営業）証明書
託児承諾書
誓約書

< 規定用紙がない書類 >

・ 診断書
・ 賃貸借契約書
・ 建築確認申請書
・ 勤務（営業）証明書
・ 売買契約書
・ 第三者作成の証明書
・ 学校長の意見書
・ 状況を説明する説明書
・ 住民票の写し
・ その他

在学証明書・教科用図書給与証明書を必要とする。（学校が発行する）

住民票は、申請者の一家全員が記載されていること。